

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項

1. 基本方針

- (1) 保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。方法及びフォーマットは、「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」（平成 17 年 3 月）¹に準拠する。
- (2) 検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえて²、あらためて、関係者との協議により方針を定める。
- (3) デジタル化の実施に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るように努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。

2. 対象資料

- (1) 対象資料群として、資料の劣化状況、予算規模、市場入手の困難度等を勘案して、当面、「国内刊行雑誌」を優先する。
- (2) 対象雑誌は、利用状況、保存の緊急度、希少性等に基づき、タイトル単位で選定する。また、年限の範囲は、刊行年の古いものを中心として、おおよそ刊行後 5 年経過までを限度に実施する。
- (3) デジタル化の実施時点で、当該資料と同一内容³のデジタルデータが、商業的に利用可能で、かつ、国立国会図書館での利用が排除されていない場合には、保存のためのデジタル化対象とはしない。（項番 4 参照）

3. 館内提供の実施に係る基本要件

- (1) 国立国会図書館が保存のためのデジタル化を行った資料の閲覧利用は、東京本館（国会議事堂内分館を含む。）、関西館及び国際子ども図書館における館内提供とする。利用者としては、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者（議員秘書、国会職員等）、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を想定する。
- (2) 来館利用者は、館内の利用者用区画に設置された特定の端末から、デジタル化資料を利用する。デジタル化済資料の原本は、原則として利用に供しない。
- (3) 館内の提供システムにより書誌事項（記事索引を含む。）の検索結果から当該画像資料を閲覧し、また、オンラインで複写申込みを行うことが可能なサービス

1 今年度改訂の予定。

2 「国立国会図書館において、既に著作権が消滅した資料を用いて、検索可能なデータベースを作成し、その効果や影響を検証しながら、関係者間で協議を進めることが適当である。」『文化審議会著作権分科会過去の著作物の保護と利用に関する小委員会中間整理』p.42 注 55（平成 20 年 10 月 1 日）

3 図書館資料の保存を担保するという観点にかんがみ、ここでの「同一内容」は、当該出版物の全体がデジタル化されている場合に限定して判断する。（4(3)参照）

を実施する。同一の文献に対する同時利用は、当該資料の所蔵部数を超えない範囲とする。

- (4) 著作権法第 31 条第 1 号に基づく複製提供（郵送複製への対応を含む。）は、紙媒体へのプリントアウトのみ提供し、デジタルファイルでの複製物の提供は行わない。なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複製提供については、権利者の利益を損なうことがないよう、実施方法について協議を継続する。
- (5) 国立国会図書館は、著作物の適正な利用について注意喚起に努める。その一環として、著作権団体等の要請を受けて、デジタル画像のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。
- (6) 作成コンテンツは、バックアップ用の媒体を除き、一箇所のサーバー上に格納、保管する。利用のためクライアント端末に一時的に複製されたファイルは、利用終了後速やかに破棄される仕様とする。
- (7) 作成コンテンツは、外部のネットワークと完全に遮断し、流出等が生じないよう厳格なセキュリティ管理を実施する。また、館内に閲覧者が持ち込む PC、携帯電話、情報端末等の機器についても、デジタル化資料の館内利用のネットワークとは完全に遮断する。
- (8) コンテンツの管理は、物理的囲い込みによるものとし、館内利用に限定するコンテンツについては、電子透かし等の DRM は実施しない。

4. 雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整

- (1) 雑誌のデジタル化の実施に際して、国立国会図書館は、タイトル、対象年限等をあらかじめ公表するとともに、出版者団体、著作（権）者団体に連絡する。また、当該雑誌資料を発行した出版社又は当該雑誌事業の継承者が現存する場合は、事前に計画概要を照会し、電子的出版計画の有無等を確認する。出版社等でデジタル複製についての具体的実施計画がある場合は、事業計画の調整を図る。
- (2) 医学、法律系雑誌、学術雑誌のバックナンバー等、①パッケージ系電子出版物又は②ネットワーク配信（オンライン提供）によって商業的にデジタルデータが提供されている場合、国立国会図書館は、原本代替物としての利用方策として、①については、納入出版物の館内提供又は使用許諾契約による提供、②については使用許諾契約による提供を行う。
- (3) コミックや小説のように個別の作品が携帯等で配信されている場合であっても、掲載雑誌全体の保存を目的としてデジタル化を実施することは想定される。利用提供に当たっては、商業活動に影響を与えることのないよう留意する。

5. 今後の取組

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の検討課題のうち、この第一次合意に含まれない事項については、平成 21 年度に改めて関係者による協議会を設け、検討を行う。